

【北海道市場プリッジ保険】について

北海道市場（1歳市場）で取引されたすべての売買成立馬に対する 無料預託期間内の保険制度です

保険料は開設者が負担します。なお、保険金が支払われる場合（保険適用）であっても、競り落とし人は開設者に対し取引価格の馬代金の支払いを履行し、開設者は販売者に対し受領した馬代金の支払いを行います。

北海道市場業務規程＜別表3＞より抜粋

■保険の対象（被保険馬）■

セレクションセール、サマー・セール、セブテンバーセール、オータムセールで取引されたすべての売買成立馬
※日本国外に搬出のため検疫所に搬入された場合、同時点で当該被保険馬の保険契約は効力を失う。

■保険期間■

保険始期：落札された時点

保険終期：当該市場終了日の翌日から起算した10日目の午後12時まで

■保険金額■

取引価格と同額

■保険金受取人■

日高軽種馬農業協同組合

（保険事故発生の場合、保険金は開設者がまずこれを受領した上で、これをせり落とし人に支払う。）

■補償内容■

1) 死亡

下記の事由による死亡（保険会社が指定した獣医師が切迫と殺をやむを得ないと判断したものを含む）
①偶然な傷害・疾病 ②火災・落雷 ③法定伝染病

2) 競走能力喪失

保険会社が指定した獣医師が下記の事由により競走の用に供することができないと認定した時

- ① 骨折（剥離骨折は含まず。関節内剥離骨折は含む）、脱臼、外傷、神経麻痺、腱断裂、一眼以上の失明
- ② 蹄葉炎、関節部の骨片（飛節の離断性骨軟骨は除く）および関節面の軟骨下骨囊胞による跛行
- ③ 眼疾患による一眼以上の失明
- ④ 腰椎（腰椎発症は重度の運動失調が認められ、かつ次のいずれかの事実があること）
 - 1) レントゲン検査または脊髄造影検査にて頸椎の形成異常が認められること
 - 2) 神経圧迫病変が推定されること

※保険金を支払いできない主な場合

- 市場業務規程第24条、第25条及び、第32条第1項により売買契約の解除が認められた場合
- 保険始期前に発症している傷害・疾病に起因する事故の場合
- 被保険馬の管理人などの故意または重大な過失
- 地震、噴火またはこれらによる津波
- 戦争、革命、武装反乱、暴動等
- 台風、暴風雨等による洪水、高潮等の水災
- 外科手術または接種 など

■引受保険会社■

損害保険ジャパン株式会社

（※詳細については、北海道市場業務規程 第21条、第23条
及び＜別表3＞をご覧ください）

※『北海道市場プリッジ保険』以外の保障はありません。

保険終期後の事故等に備え、別途競走馬保険に加入（継続）されることをお勧めします。